

小中一貫教育に向けて 交野の取り組みを お知らせします

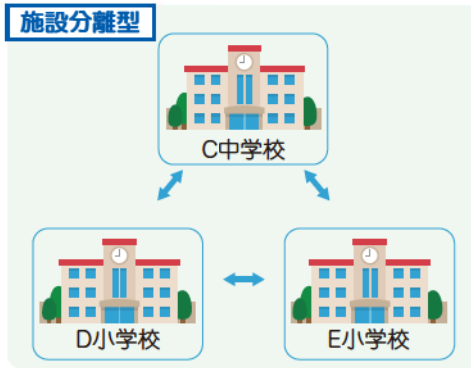
【問い合わせ】
指導課 (TEL 810・0522)

2020年度から、市内全中学校区で「小中一貫教育」が全面実施されます。今月号と2月号で、市での小中一貫教育の導入に向けた様々な取り組みの現状をお知らせします。

■小中一貫教育とは

小学校と中学校の教育課程をつなぎ、小・中学校の義務教育9年間、一貫性を持たせた教育を行うことです。

小中一貫教育を行う学校の施設形態は、1つの校舎で小・中学



生が学ぶ「施設一体型」、小・中学校が隣接する「施設隣接型」、施設自体は別とする「施設分離型」の3つの形態があります。
市では、2020年度に、現在の形態と同じ「施設分離型」で小中一貫教育全面実施が始まります。

■小中一貫教育の目的とめざす子ども像

今後、社会の変化が大きく、将来の予測が難しい時代を生きる子どもたちが、未来を切り開き、進化する社会の中で活躍できる資質や能力を育成することを目的にしています。

交野が原学園【第一中学校区】 (第一中学校、交野・長宝寺小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな人権感覚をもち、自他ともに大切にする子 ●自ら学び、よく考え、粘り強く実行する子 ●活力をもち、たくましい心や身体をもった子
たなばた学園【第二中学校区】 (第二中学校、郡津・倉治小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ●情操豊かな子ども ●自主的な子ども ●心身健やかな子ども ●責任感の強い子ども ●知性豊かな子ども
星のまち学園【第三中学校区】 (第三中学校、星田・妙見坂・旭小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ●自ら学び、豊かな心をもち、たくましく未来を切り開く子
天の川学園【第四中学校区】 (第四中学校、岩船・藤が尾・私市小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ●未来を切り開く子ども

市では、各中学校区で、9年間を通して、子どもたちにどのような力をつけてもらいたいかについて話し合い、「めざす子ども像」を設定し、それを保護者と、地域で共有して教育活動に取り組んでいます。

■市の取り組み例

「9年間をつなげるカリキュラム」

義務教育9年間で一貫した教育を行うための、学年に応じたカリキュラムづくりを進めています。国語や算数(数学)などの各教科はもちろん、人権・キャリア・道徳・支援教育や学校行事、児童会・生徒会活動等を、小学校は6年間、中学校は3年間という枠に捉われない教育を進めていきます。

「中学校の口」

小学6年生が、これから進学する中学校で1日を過ごす取り組みです。中学校の先生による授業や中学生との交流、部活動の見学等、中学校の雰囲気や存分に味わう貴重な1日となっています。



31年度市・府民税の 主な税制改正

【問い合わせ】
税務室 (TEL 892・0121)

◆配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が1000万円を超える所得者については、配偶者控除が適用されなくなりました。
また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が改正されました。

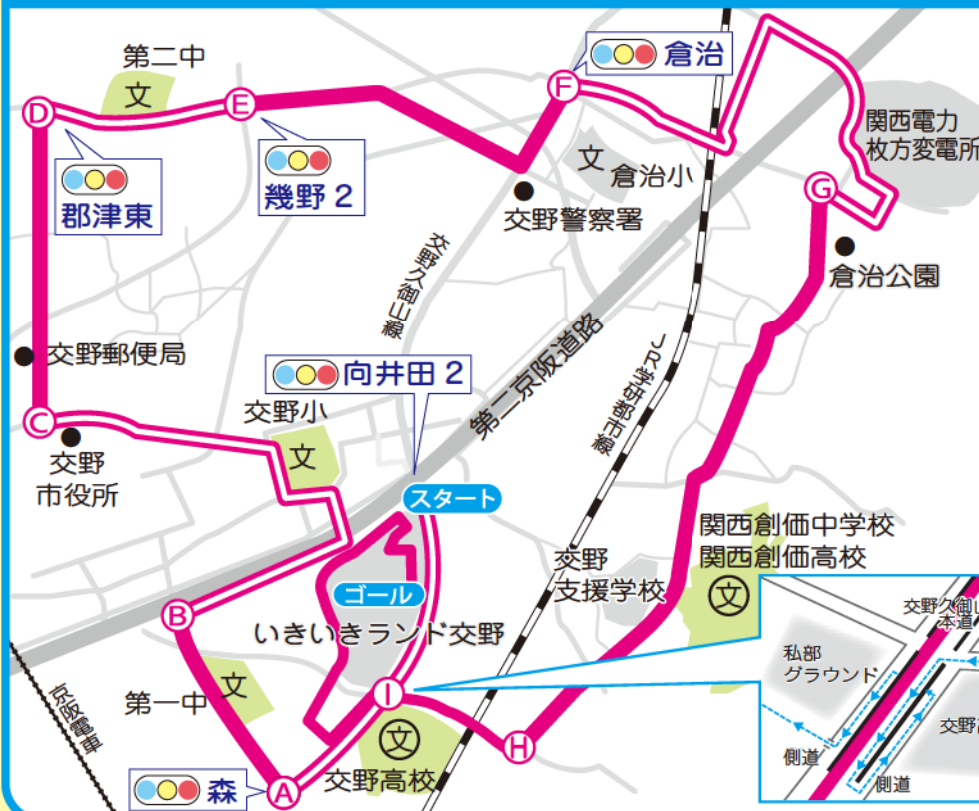
改正後の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表(市・府民税)

	配偶者の合計所得金額	配偶者が給与所得だけの 場合の給与等の収入金額 (参考)	所得者の合計所得金額 ()内は、給与所得だけの場合の給与等の収入金額		
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者控除	380,000円以下	1,030,000円以下	33万円	22万円	11万円
	上記の所得金額で70歳以上(老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	380,001円~900,000円	1,030,001円~1,550,000円	33万円	22万円	11万円
	900,001円~950,000円	1,550,001円~1,600,000円	31万円	21万円	11万円
	950,001円~1,000,000円	1,600,001円~1,667,999円	26万円	18万円	9万円
	1,000,001円~1,050,000円	1,668,000円~1,751,999円	21万円	14万円	7万円
	1,050,001円~1,100,000円	1,752,000円~1,831,999円	16万円	11万円	6万円
	1,100,001円~1,150,000円	1,832,000円~1,903,999円	11万円	8万円	4万円
	1,150,001円~1,200,000円	1,904,000円~1,971,999円	6万円	4万円	2万円
	1,200,001円~1,230,000円	1,972,000円~2,015,999円	3万円	2万円	1万円
	1,230,001円以上	2,016,000円以上	適用なし		

- 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 市・府民税は一般的に合計所得金額が35万円(給与収入のみで100万円)を超えると課税となります。
- 合計所得金額が38万円(給与収入のみで103万円)を超えた場合、市・府民税の非課税基準判定の際に、扶養人数に含まれません。また、配偶者にかかる障がい者控除を受けることもできません。
- 所得税とは控除額が異なります。所得税については国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

かたの 交野マラソン2019 ⚠️ 4月21日(日) 交通規制のお知らせ

大会当日は、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



〈交通規制の時間〉

区 間	交通規制時間
スタート⇒A	9:00~11:20
A⇒B	9:45~11:20
B⇒C	9:45~11:25
C⇒D	10:50~11:35
D⇒E	10:55~11:45
E⇒F	10:55~11:50
F⇒G	11:00~11:55
G⇒H	11:05~12:10
H⇒I	9:00~12:25
I⇒ゴール	9:00~12:30

※交通規制の時間は、当日の競技状況によって変更する場合がありますので、ご了承ください。

！地点付近の詳細地図

11:20以降は、交野久御山線の■で塗られた車線(片道)は車両通行ができません。
点線←の矢印はランナーが通過するルートです。

パブリックコメントの実施

【問い合わせ】各担当課

市は、次の計画の策定にあたり、素案を公表し、みなさんからの意見を募集します。

素案の閲覧場所 市ホームページ、市役所本館2階情報公開コーナー、各素案の担当課

意見を提出できる人 次のいずれかに該当する人・法人・団体

- ・市内に在住・在勤・在学している
- ・市内に事業所(事務所)がある
- ・市税の納税義務がある
- ・その他、案件に利害関係がある

意見の提出方法 意見書(様式自由)に住所・氏名(団体名)を記入し、募集期間内(消印有効)に、持参・郵送 FAX・Eメールで各提出先

※いただいた意見の全部または一部を公表することがあります。また、意見に対する個別回答はしません。

■交野市橋梁長寿命化修繕計画(素案)

市管理橋梁の法定点検結果等を踏まえ、長寿命化を図るためのものです。

募集期間 1月15日(火)～2月13日(水)

提出先・問い合わせ

市役所別館1階 道路河川課 〒

576-8501(住所記入不要)

TEL 892・0121

FAX 893・2636

(douro@city.katano.osaka.jp)

■交野市舗装修繕計画(素案)

市管理道路の状況・重要性等を勘案し、舗装を計画的に修繕するためのものです。

募集期間 1月15日(火)～2月13日(水)

提出先・問い合わせ

市役所別館1階 道路河川課 〒

576-8501(住所記入不要)

TEL 892・0121

FAX 893・2636

(douro@city.katano.osaka.jp)

■交野市空家等対策計画(素案)

市内の空家等に関する対策(特定空家等の判断基準を含む)を総合的・計画的に実施するためのものです。

募集期間 1月15日(火)～2月13日(水)

提出先・問い合わせ

市役所別館2階 都市計画課 〒

576-8501(住所記入不要)

TEL 892・0121

FAX 893・2636

(tosj@city.katano.osaka.jp)

■第2期交野市健康増進・食育推進計画(素案)

市民の誰もが健康を実感し、明るく元気に暮らせるまちづくりを目指すための計画です。

募集期間 1月22日(火)～2月21日(木)

提出先・問い合わせ

ゆうゆうセンター2階 健康増進課 〒

576-0034 天野が原町5-1-1

TEL 893・6405

FAX 892・0525

(kenkou@city.katano.osaka.jp)

市・府民税の申告

【問い合わせ】
税務室 (TEL 892・0121)

31年度市・府民税の申告(30年中の所得に基づく申告)の受け付けを次のとおり行います。

とき 2月15日(金)～3月15日(金)〔土・日曜日を除く〕午前9時30分～正午、午後1時～4時

※市の所得税申告会場と開設期間が異なりますので、ご注意ください。

ところ 市役所別館3階 小会議室

※郵送での申告も受け付けます。
郵送先：税務室市民税係 〒576-8501(住所記入不要)
申告に必要なもの
▽市・府民税申告書(申告会場に

も用意しています)

▽印鑑

▽給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費が分かる明細書など

▽生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など

▽マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードなどの番号確認書類(本人と扶養親族も必要および本人確認書類(運転免許証など))

※所得税の確定申告をした人は市・府民税の申告をする必要はありません。

※市・府民税申告は、課税証明書の発行や国民健康保険の算定などの資料にもなります。

30年中に課税される所得がなかった人でも、必要な場合は申告してください。

